

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正	（情報政策課）	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	五
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	五
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	（農村振興課）	五
○保安林の指定の解除の予定（三件）	（森林整備課）	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（同）	六
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	（水産業振興課）	七
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止	（教育庁高校教育課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（同）	八
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		九
○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数について		一〇

告 示

○宮城県告示第九百四十一号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 27中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、
一 28中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

○宮城県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
うさぎ薬局	白石市字兎作四十二	有限会社エーワン	白石市字兎作四十二	平成二十六年十月一日
株式会社こぐま薬局	東松島市小松字若葉七番地十二	株式会社こぐま薬局	東松島市小松字若葉七番地十二	平成二十六年十月一日
みつと調剤薬局	東松島市赤井字台五十三一	有限会社ミット	東松島市赤井字台五十四一八	平成二十六年十月一日
アイン薬局古川店	大崎市古川穂波三丁目八一五十一	株式会社アインファーマシ ーズ	札幌市白石区東札幌五条二丁目四一三十	平成二十六年八月二十日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス風蘭	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地七	有限会社ポプラ	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地一	平成二十六年五月六日
デイサービス なかよし会	登米市中田町宝江新井田字神畑百五十九番地三	株式会社社長生会	登米市中田町宝江新井田字神畑百五十九番地三	平成二十六年十一月一日

三 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
鶴巣桜の家	黒川郡大和町鶴巣下草字観音堂六十八番地の一	社会福祉法人功寿会	宮城県松島町桜渡戸字中島十四番地の一	平成二十六年十二月一日

四 小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人もみの木会 小規模多機能型居宅介護しばた	柴田郡柴田町船岡中央一四一三十八	特定非営利活動法人もみの 木会	柴田郡柴田町船岡東一十二一八十二	平成二十六年五月一日

五 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
悠泉居宅介護支援事業所	塩竈市新浜町二丁目一番三号	株式会社紅葉	塩竈市新浜町二丁目一番三号	平成二十六年七月一日

六 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
本吉調剤薬局	気仙沼市本吉町津谷新明戸三百二十六ー一	有限会社メデイラック	名取市高銘吉田字前沖三十四番地の三十七	平成二十六年九月一日
うさぎ薬局	白石市字兎作四十一二	有限会社エーワン	白石市字兎作四十一二	平成二十六年十月一日
株式会社こぐま薬局	東松島市小松字若葉七番地十二	株式会社こぐま薬局	東松島市小松字若葉七番地十二	平成二十六年十月一日
みつと調剤薬局	東松島市赤井字台五十三ー一	有限会社ミット	東松島市赤井字台五十四ー八	平成二十六年十月一日
アイン薬局古川店	大崎市古川穂波三丁目八ー五十一	株式会社アインファーマシ ーズ	札幌市白石区東札幌五条二丁目四ー三十	平成二十六年八月二十日

七 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス風蘭	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地七	有限会社ポプラ	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地一	平成二十六年五月六日
デイサービスセンター月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘六番十号	社会福祉法人萩の里	塩竈市月見ヶ丘六番十号	平成二十六年八月一日
デイサービス なかよし会	登米市中田町宝江新井田字神畑百五十九番地三	株式会社社長生会	登米市中田町宝江新井田字神畑百五十九番地三	平成二十六年十一月一日

八 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
鶴巢桜の家	黒川郡大和町鶴巢下草字観音堂六十八番地の一	社会福祉法人功寿会	宮城県松島町桜渡戸字中島十四番地の一	平成二十六年十二月一日

九 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームリアスの杜	気仙沼市本吉町寺要害四十五番地二	医療法人社団晃和会	気仙沼市東新城二丁目九番地一	平成二十六年九月一日

○宮城県告示第九百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法

新	星陵居宅介護支援事業所	大崎市古川南町三丁目一番三一五号	医療法人華校会	大崎市古川南町三丁目一番三一五号	平成二十四年二月二十三日
旧	大崎市古川南町三丁目一番三一五号	大崎市古川南町三丁目一番十号			

○宮城県告示第九百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
中新田訪問看護ステーション	加美郡加美町字矢越三百四十五番地	公益財団法人宮城厚生協会	居宅介護支援 介護予防訪問看護	平成二十六年九月三十日
なかにいだしつきヘルパーステーション	加美郡加美町字矢越三百四十五番地	公益財団法人宮城厚生協会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十六年九月三十日
広域介護サービス田尻	大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成二十六年九月三十日

○宮城県告示第九百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
JR仙台病院	仙台市青葉区五橋一―一―五	平成二十六年十一月二十五日	平成二十九年十一月二十四日

○宮城県告示第九百四十六号

県営石森地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定

により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十六年十一月二十五日から平成二十六年十二月二十四日まで
三 縦覧場所
登米市役所

○宮城県告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二1 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二1 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町浦六六、六七の一七、六七の一八

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、大谷本吉加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小畑六番一及び八番一
並びに七番一の一部

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社みつば

○平成二十六年十一月十四日付けで公告した政府調達に関する適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する物品

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号）二百キロリットル

2 納入期限 平成二十七年一月十四日 午前九時

3 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

二 入札を中止にする理由

購入物品の仕様に変更があったため。

三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

千九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 荻野 智志 電話〇二二二二一三六二二)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種一号) 二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十七年一月十四日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十七年三月 月 百キロリットル 平成二十七年五月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とはほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三

三三五)へ平成二十六年十一月二十七日午後五時までに提出すること。
三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 荻野 智志 電話〇二二二二二一三六二二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十六年十二月五日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年十二月五日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十六年十二月九日午前九時から平成二十六年十二月十五日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十六年十二月十五日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十六年十二月十六日午前十時 高校教育課内(宮城県行政庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号)による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Fuel Oil (JIS (K2205-1991) Class 1, No.1) 200 Kiloliters

2 Deadline for Delivery: January 14, 2015

3 Place of Delivery: Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid: December 15, 2014, 5:00 p.m.

5 Contact Person: Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一仙台市立病院の項を削り、仙台・富田病院の項の次に次のように加える。

仙台市立病院 同 市太白区あすと長町一丁目一番一号

附 則

この告示は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

○宮選管告示第百二十三号

第四十七回衆議院議員総選挙において、宮城県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者届出政党一政党当たりの政見放送の回数、次のとおりとする。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県における候補者届出政党の届出候補者数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人の場合	東北放送株式会社 株式会社東日本放送	一 一		
三人から五人までの場合	東北放送株式会社 株式会社東日本放送	一 一	東北放送株式会社	一
六人の場合	東北放送株式会社 株式会社東日本放送 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	一 一 一 一	東北放送株式会社	二